

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

1 改正の趣旨

栃木県那須庁舎の移転に伴い、県北環境森林事務所が令和5(2023)年3月13日から新庁舎にて業務を開始するため、所要の改正を行うこととしました。

2 改正内容

県北環境森林事務所の住所（P2の一覧表）について改正を行いました。

なお、電話番号は変更ありません。

3 適用期日

令和5(2023)年3月13日から適用します。